

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月19日
国立大学法人京都工芸繊維大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④建築物の設計、⑤建築物の維持管理、⑥省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑦産業廃棄物の処理に関して、以下のとおり環境配慮契約を締結した。

①電気の供給

入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（裾切り方式）を実施したが、不調に終わった。

なお、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④建築物の設計、⑤建築物の維持管理、⑥省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑦産業廃棄物の処理については、該当がなかった。